

福岡県公報

令和四年五月十日
第二百九十六号
増刊
①

目次

規則

○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(総務事務厚生課) ……………一

規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年五月十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十一号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則(昭和四十三年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「収容されている場合」の下に「同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合若しくは同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。